

# 労働安全衛生規則等 の一部を改正する省令案概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課産業保健支援室

# 特殊健康診断項目等の見直しについて（１）

## I. 背景

- 特定化学物質障害予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきている。
- また、引き起こす健康障害が同じ特定化学物質間で、制度改正時期の違いから健診項目が異なっているものや、近年、臨床の現場であまり使われていない検査が含まれているもの等があり、健診項目を全体的に見直す必要が出てきている。
- そのため、化学物質に係る特殊健康診断に知見のある専門家によって構成された検討会を開催し、日本産業衛生学会、国際がん研究機関（IARC）、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等国内外の様々な機関における報告書、文献等による医学的知見に基づき、健診項目の見直しについて検討し、令和元年10月に結論を取りまとめた。

## II. 労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会

【参集者（五十音順、敬称略）】

圓藤吟史	中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター所長
大前和幸	慶應義塾大学医学部名誉教授
櫻井治彦 （座長）	慶應義塾大学医学部名誉教授
清水英佑	東京慈恵会医科大学名誉教授
祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授
土肥誠太郎	三井化学株式会社本社健康管理室長・統括産業医
堀江正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学研究室教授
松岡雅人	東京女子医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座（環境・産業医学分野）教授
柳澤裕之	東京慈恵会医科大学環境保健医学講座教授

# 特殊健康診断項目等の見直しについて（2）

## Ⅲ. 見直しの内容（1）

### 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）の特殊健診項目の見直し（特化則の改正）

平成29年1月に尿路系腫瘍を発生させるオルトートルイジンを特化物に追加した際に、近年の医学的知見に基づき、健診項目を設定している。一方、ベンジジン等の他の尿路系腫瘍を発生させる特化物の健診項目は、設定後数十年を経過しており、オルトートルイジンの健診項目と整合していないため、これらの物質の健診項目について、オルトートルイジンの健診項目と整合させる。（改正イメージは5ページ参照）

（対象物質） ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトートリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、オーラミン、パラージメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ

### 2. 特別有機溶剤（9物質）の特殊健診項目の見直し（特化則の改正）

平成25年10月に胆管がんに関係する1-2ジクロロプロパンを特化則に新たに追加し、発がん性等に着目した健診項目を設定している。また、平成26年11月には、有機則で規制のある有機溶剤のうち、発がん等に関係する10物質（特別有機溶剤）について、特化則に移行している。その際、1-2ジクロロプロパン同様に胆管がんに関係するジクロロメタンについては健診項目を見直したが、残る9物質については、がん等の発生部位が異なる等の理由から、専門家による検討を踏まえて見直しを行うこととされた。

今般、これらの物質の健診項目について、発がんリスクや物質の特性に応じた健診項目に見直す。（改正イメージは6ページ参照）

（対象物質） トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン

# 特殊健康診断項目等の見直しについて（3）

## Ⅲ. 見直しの内容（2）

### 3. 重金属（3物質）の特殊健診項目の見直し（鉛則、四鉛則、特化則の改正）

近年の医学的知見や四アルキル鉛の取扱量の減少等を踏まえ、四アルキル鉛の健診について、健診の主目的を、短期の大量のばく露による急性中毒の予防から、無機鉛と同様の長期的なばく露による健康障害の予防とし、鉛則の健診項目と整合させる。これに併せて、健診頻度も3月に1回から、鉛と同様に6月に1回とする。

また、カドミウムについて、新たに得られた肺がんに関係する知見への対応や腎機能異常の早期発見のため、健診項目の見直しを行う。（改正イメージは7ページ参照）

（対象物質） 鉛、四アルキル鉛、カドミウム

### 4. その他医学的知見の進歩等を踏まえた特殊健診項目の見直し

#### ① 肝機能検査の見直し（11物質）（特化則の改正）

オーラミン等11物質については、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから、「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査をやめる。

（※）ただし、一般的には高濃度の職業ばく露は想定しにくいものの、その場合に肝機能障害のリスクを否定できない塩素化ビフェニル等5物質については、引き続き、2次健診で医師が必要と認めた場合に肝機能検査を実施することとする。

（対象物質：下線は（※）の対象物質）

オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロルベンゼン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩

#### ② 赤血球系の血液検査の例示の見直し（6物質）（特化則の改正）

近年、臨床の現場で全血比重検査があまり使われていないため、赤血球系の血液検査の例示から、全血比重検査を削除する。

（現行規定の例：全血比重、赤血球数等の赤血球系の検査）

（対象物質） ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロルベンゼン、弗化水素

# 特殊健康診断項目等の見直しについて（４）

## Ⅲ. 見直しの内容（３）

### ③ 腎機能検査の見直し（44物質）（有機則の改正）

有機溶剤について、医師が必要と認めた場合に「腎機能検査」を実施できることとなっていること、また、他の方法でスクリーニングできることから、腎機能障害の有無に関わらず「尿中の蛋白の有無の検査」を必須項目とすることをやめる。

### ④ 「作業条件の簡易な調査」の追加（有機則、鉛則、四鉛則、特化則の改正）

労働者の物質のばく露状況を確認し、スクリーニングをするため、健康診断の必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加する。

## 5. 健康管理手帳制度における特殊健診項目の見直し（3物質）（安衛則の改正）

「1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）の特殊健診項目の見直し」を踏まえ、ベンジジン等3物質に係る健康管理手帳制度における健診項目もオルト-トルイジンに係る当該制度における健診項目と整合させる。（改正イメージは8ページ参照）

（対象物質） ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩

（※）「健康管理手帳」（安衛法第67条）について

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた労働者に、国が健康管理手帳を交付して、無償で健康診断を受けられるようにする制度。上記3物質に係る健康管理手帳の交付者数は、2,124人（平成30年末現在）。

- 以上の「見直しの内容」は、「Ⅱ. 労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の結論を踏まえたものである。

## Ⅳ. 施行期日等

【公布日】 令和2年2月下旬（予定）

【施行期日】 令和2年7月1日（予定）

# (参考1) ベンジジン（尿路系に腫瘍のできる特化物）に関する見直しイメージ

	現行	見直し案	【参考】オルト-トルイジンの例
一次健康診断	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 <u>ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>六 尿潜血の有無の検査</p> <p>七 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>尿沈渣検鏡の検査</li> <li>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 <u>オルト-トルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（急性疾患に係る症状は、業務従事労働者の健診に限る。）</u></p> <p>四 <u>頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（急性疾患に係る症状は、業務従事労働者の健診に限る。）</u></p> <p>五 尿潜血の有無の検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>尿中のオルト-トルイジンの量の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>尿沈渣検鏡の検査</li> <li>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </p>
二次健康診断	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>膀胱鏡検査</li> <li>腎盂撮影検査</li> </ul> </p>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>膀胱鏡検査</li> <li>腹部の超音波による検査、<u>尿路造影検査等の画像検査</u></li> </ul> </p>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>膀胱鏡検査</li> <li>腹部の超音波による検査、<u>尿路造影検査等の画像検査</u></li> <li>網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> </ul> </p>

# (参考2) トリクロロエチレン (特別有機溶剤) に関する見直しイメージ

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (G O T)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (G P T) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (<math>\gamma</math>-G T P) の検査</li> <li>六 尿中の<u>蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ (G O T)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ (G P T) 及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ (<math>\gamma</math>-G T P) の検査</li> <li>六 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>七 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</li> <li>八 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿潜血の有無の検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査 (尿中の蛋白の有無の検査を除く。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査 (GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外)</u></li> <li>・腎機能検査</li> <li>・<u>白血球数、白血球分画の検査</u></li> <li>・<u>血液像その他の血液に関する精密検査</u></li> <li>・<u>血液中の腫瘍マーカーの検査</u></li> <li>・<u>特殊なエックス線撮影又はMRI等による画像検査</u></li> </ul> </li> </ul>

## (参考3) カドミウムに関する見直しイメージ

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 <u>カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査</u></li> <li>三 <u>せき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>四 <u>門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 <u>作業条件の簡易な調査</u></li> <li>三 <u>カドミウム又はその化合物によるせき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>四 <u>せき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>血液中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>六 <u>尿中のβ2-ミクログロブリンの量の測定</u></li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 <u>尿中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>三 <u>呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査</u></li> <li>四 <u>尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>尿中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>・ <u>尿中のα1-ミクログロブリンの量又はN-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) の量の測定</u></li> <li>・ <u>腎機能検査</u></li> <li>・ <u>胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査</u></li> <li>・ <u>喀痰の細胞診</u></li> </ul> </li> <li>三 <u>呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査</u></li> </ul>



## (参考4) 健康管理手帳(3物質)に関する見直しイメージ

尿路系に腫瘍のできる特化物(11物質)の特殊健診項目の見直しと併せて、ベンジジン等3物質に係る健康管理手帳制度における健診項目もオルトートルイジンに係る当該制度における健診項目と整合させる。

- ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩  
(安衛令第23条第1号、第2号、第12号)

現行	見直し案	(参考) オルトートルイジン
一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣(医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査 五 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul>	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿潜血の有無の検査 五 尿沈渣検鏡の検査 六 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 七 前各号の検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul>	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿潜血の有無の検査 五 尿沈渣検鏡の検査 六 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 七 前各号の検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul>

# (参考5) 特殊健康診断の実施状況について (平成30年)

## 1 膀胱がん

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	ベンジジン	28	129	15	11.6
2	ベータ-ナフチルアミン	9	24	0	0.0
3	4-アミノジフェニル	8	49	0	0.0
4	4-ニトロジフェニル	3	42	0	0.0
5	ジクロルベンジン	43	375	10	2.7
6	アルファ-ナフチルアミン	61	777	7	0.9
7	オルト-トリジン	92	615	26	4.2
8	ジアニジン	31	197	1	0.5
9	オーラミン	49	591	21	3.6
10	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	9	133	1	0.8
11	マゼンタ	56	345	9	2.6
小計		389	3,277	90	2.7

## 2 特別有機溶剤

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	トリクロロエチレン	1,133	7,255	513	7.1
2	四塩化炭素	539	3,309	146	4.4
3	1,2-ジクロロエタン	618	5,554	251	4.5
4	テトラクロロエチレン	598	4,095	316	7.7
5	スチレン	4,201	41,586	977	2.3
6	クロロホルム	2,641	32,733	1,786	5.5
7	1,4-ジオキサン	939	8,681	451	5.2
8	1,1,2,2-テトラクロロエタン	221	1,147	68	5.9
9	メチルイソブチルケトン	7,678	93,975	1,611	1.7
小計		18,568	198,335	6,119	3.1

## 3 重金属

	物質名	実施事業場数	受診者数 (人)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
1	鉛	3,455	56,901	1,089	1.9
2	四アルキル鉛	0	0	0	-
3	カドミウム	505	4,130	66	1.6
小計		3,960	61,031	1,155	1.9

合計 22,917 262,643 7,364 2.8

※ 資料出所：特殊健康診断結果調 (厚生労働省)

(参考6) 健康管理手帳の交付状況等について (平成30年末現在)

1 健診項目の改正対象物質

	物質名	交付数	受診者数 (人)
1	ベンジジン	1,137	368
2	ベータナフチルアミン	800	629
3	ジアニジン	187	105
小	計	2,124	1,102

2 1以外の物質

	物質名	交付数	受診者数 (人)
1	石綿	35,382	45,622
2	粉じん (管理2)	12,767	4,765
3	粉じん (管理3)	13,037	1,715
4	クロム酸	738	367
5	砒素	38	2
6	コルタール	5,176	3,179
7	ビス(クロロメチル)エーテル	89	65
8	ベリリウム	1	3
9	ベンゾトリクロリド	9	38
10	塩化ビニル	2,018	1,147
11	1,2-ジクロロプロパン	35	18
小	計	69,290	56,921

合	計	71,414	58,023
---	---	--------	--------

※ 資料出所：厚生労働省労働衛生課調べ